

議案第58号

日野町手数料徴収条例の一部改正について

日野町手数料徴収条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成27年9月7日提出

日野町長 景山享弘

日野町手数料徴収条例の改正が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の施行に伴い、日野町手数料徴収条例の一部改正を行うもの。

2 改正内容

- (1) 番号法の通知カードの再交付手数料について別表に追加するもの。（施行期日 平成27年10月5日）
- (2) 番号法の個人番号カードの再交付手数料について別表に追加し、住民基本台帳カードの交付手数料について別表より削除するもの。（施行期日 平成28年1月1日）

3 附則規程

（施行期日）

この条例中第1条の規定は平成27年10月5日から、第2条の規定は平成28年1月1日から施行する。

（経過措置）

平成27年12月4日までに申請のあった第2条の規定による改正前の住民基本台帳カードの交付に係る手数料については、なお従前の例による。

日野町手数料徴収条例の一部を改正する条例

第1条 日野町手数料徴収条例(平成12年日野町条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
種類	金額	備考	種類	金額	備考
略			略		
住民基本台帳の閲覧手数料	1件につき 200円	1人を1件とする。	住民基本台帳の閲覧手数料	1件につき 200円	1人を1件とする。
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第7条第1項に規定する通知カードの再交付手数料	1件につき 500円	カード1枚を1件とする。			
略			略		

第2条 日野町手数料徴収条例(平成12年日野町条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表(第2条関係)	別表(第2条関係)

種類	金額	備考	種類	金額	備考
略			略		
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第7条第1項に規定する通知カードの再交付手数料	1件につき 500円	カード1枚を1件とする。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第7条第1項に規定する通知カードの再交付手数料	1件につき 500円	カード1枚を1件とする。
番号法第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付手数料	1件につき 800円	カード1枚を1件とする。	住民基本台帳カードの交付及び再交付手数料	1件につき 500円	カード1枚を1件とする。
略			略		

附 則

(施行期日)

第1条 この条例中第1条の規定は平成27年10月5日から、第2条の規定は平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成27年12月4日までに申請のあった第2条の規定による改正前の住民基本台帳カードの交付に係る手数料については、なお従前の例による。